

養育医療の申請をされる方へ

出生時体重2,000g以下の未熟児など、指定養育医療機関において、医師が入院養育を必要と認めた児が入院治療を受ける場合に、医療保険による患者の自己負担を公費で負担するものです。ただし、扶養義務者の課税状況により一部負担金があります。

この制度を利用される方は、お子さんが入院中に申請をしてください。

【対象となる方】

- ・ 1歳未満の乳児
- ・ 生まれたときの体重が2,000g以下
- ・ 生活力が特に薄弱であり、運動不安、体温34℃以下、チアノーゼ、生後24時間以上排便なし、黄疸等の症状がある場合

【給付の内容】

- ・ 診察
- ・ 薬または治療材料
- ・ 医学的処置、手術及びその他の治療
- ・ 病院または診療所への入院
- ・ 移送（特定の場合に限る）

【医療費の支払いについて】

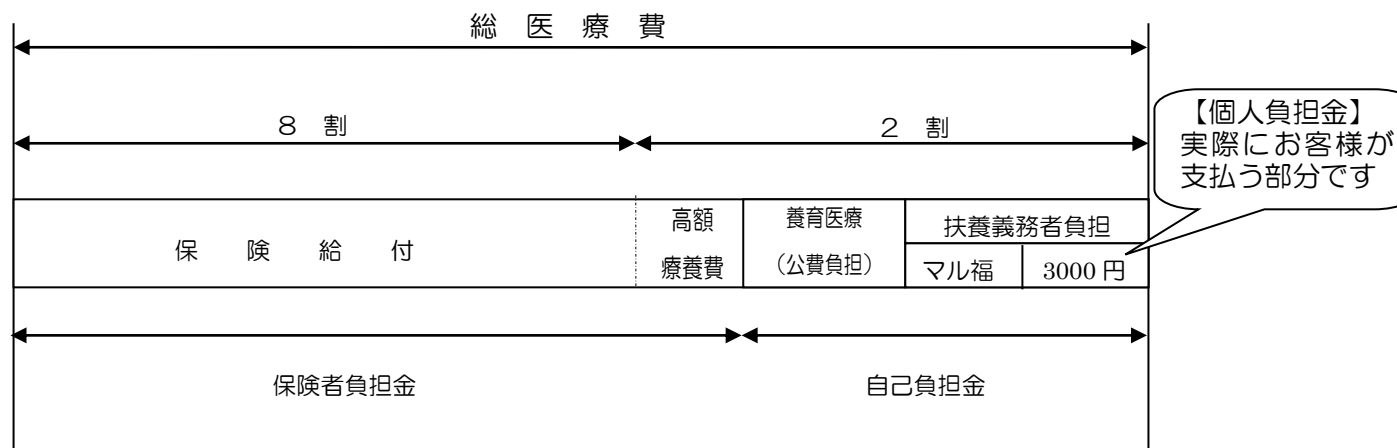
養育医療に係る医療費・食事費については、病院窓口での負担は生じません。

※注 保険適用とならない治療費等（おむつ代、リネン代、差額室料、文書料等）については公費負担の対象外ですので、病院に直接お支払いいただくことになります。

養育医療にかかる自己負担金は、扶養義務者の市町村民税額等に応じて月額が決められています。月の途中から医療を開始したり、中止・退院した場合は、月額を日割りで計算します。

個人負担金は、入院後、概ね3～4か月経過してから、おやこ保健課より「納入通知書」を送付します。「納入通知書」が届きましたら指定された金融機関でお支払いください。

【養育医療と保険及び医療福祉費支給制度（マル福）・すこやか医療費支給制度との関係】 医療費について（月額）



【申請の流れ】

おやこ保健課に書類をとりに来てください
(ホームページからもダウンロードできます)

- 1 「養育医療給付申請書」・「世帯調書」を記入してください
- 2 市町村民税等の証明書をご準備ください(詳しくは裏面参照)
- 3 指定養育医療機関にて、主治医に「養育医療給付意見書」の作成を依頼してください

おやこ保健課に申請します

〈申請にあたって必要なもの〉

- 1 養育医療給付申請書
- 2 養育医療意見書(指定医療機関が記入)
- 3 世帯調書(生計を一にする家族全員について記入)
- 4 扶養義務者全員の市町村民税の課税額を証明する書類(原本)。
※ 守谷市で課税状況が確認できない方(1月2日以降に守谷市に転入した方など)のみ必要です。その場合も、個人番号による情報照会に同意いただくことで省略できます。
※ 生活保護を受給されている方、中国残留邦人等の支援給付世帯の方は、申請時にご相談ください。
- 5 窓口に来られる方の本人確認書類
顔写真付きのものであれば1点 例) マイナンバーカード
顔写真付きでないものであれば2点
- 6 赤ちゃんの健康保険証(手続き中の場合は、手続き中の証明書でも可)
または、マイナ保険証(「資格情報のお知らせ」若しくは、「資格確認書」またはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等により確認を行います。)
- 7 印鑑
- 8 マル福医療福祉費受給者証 または すこやか医療費受給者証

おやこ保健課から養育医療券の交付を受けます
(後日、おやこ保健課から養育医療券を郵送します)

指定養育医療機関に養育医療券を提示し、受診してください



3~4か月後、個人負担金分についておやこ保健課から「納入通知書」が届きます
届いたら指定された金融機関にてお支払いください

【養育医療申請にあたって必要なもの】

チェック	必要な書類	お気を付けいただきたいこと
	養育医療 給付申請書	ご家族が記入します 「申請者」は、保護者名を記入します 「保険者名」は、国保の方は守谷市と記入します 健保の方は健保組合名を記入します ※個人番号の記入がなくても、申請は出来ます。 詳しくは申請時におやこ保健課職員にご質問ください
	養育医療意見書	指定養育医療機関の主治医に記入してもらいます 入院中に提出できるよう作成を依頼してください
	世帯調書	生計を共にする家族全員について記入してください 赤ちゃんも含めてご記入ください 詳しくは、下記※1をご参照ください
	個人番号による 地方税関係情報の 取得に係る 同意書	個人番号を利用して地方税関係情報を取得すること等への同意書 です。 <u>該当の方のみ提出</u>
	市町村民税等の 証明書 (原本)	申請時点で証明可能な最新のもの、世帯全員分が必要です 守谷市で市町村民税の確認が可能な方は、提出が不要です。 詳しくは、おやこ保健課にお問合せください。
	赤ちゃんの 健康保険証又は マイナ保険証	保険者が発行する保険手続き中の証明書でも代用できます。 マイナ保険証の場合は、「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」をお持ちください。又は、マインポータルの資格情報画面等により確認させていただきます。
	印鑑	記載事項の訂正が必要となったときに使います
	マル福医療福祉 費受給者証又は すこやか医療費 受給者証	申請中の方は申し出てください

※ 1 世帯調書の書き方

- 1) 世帯構成員とは児童本人と生計を共にしている者であり、児童本人を含めた全員を記入してください。
- 2) 続柄は児童本人からみた続柄を記入してください。
- 3) 世帯構成員中、本人以外の児童が養育または自立支援医療（育成医療）の給付を受けている、または装具の交付（修理）を受けているときは、その旨を備考欄に記入してください。
- 4) 世帯外扶養義務者欄には、世帯構成員外で現に児童本人に対し扶養を行っている扶養義務者がいる場合のみ記入してください。

おやこ保健課では、赤ちゃんに健やかに成長していただくため、また、保護者の方に安心して育児をしていただくための支援をしています。担当地区の保健師からご連絡をしておりますので、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】
守谷市おやこ保健課
(保健センター内)
TEL 0297-48-6000
(音声案内3)

